

除染特別地域・汚染重点調査地域の指定等について

1. 除染特別地域の指定の要件（第25条1項）

除染特別地域の指定は、警戒区域及び計画的避難区域とする（檜葉町については全域）。

※ 汚染廃棄物対策地域の指定についても、警戒区域及び計画的避難区域とする（檜葉町については全域）。

2. 汚染状況重点調査地域の指定の要件（第32条第1項）

一時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域を汚染状況重点調査地域として指定する。

※ 指定する地域の単位市町村単位で行うこととする。

3. 除染実施計画を定める区域の要件（第36条第1項）

一時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の区域を、除染実施計画を定める区域とする。

4. 今後の予定

- | | |
|--------|---|
| 12月14日 | 地域指定（汚染廃棄物対策地域、除染特別地域及び重点調査地域の指定）の要件を定める省令の公布 |
| 12月下旬 | 地域指定の告示の公布 |
| 1月1日 | 放射性物質汚染対処特措法完全施行 |
| 1月以降 | 順次、除染実施計画の策定 |